

# 商品概要説明書

令和元年5月1日現在適用中

1. 商品名（愛称）	・利息分割受取型定期預金（愛称：ムーミンゆとり物語）
2. 販売対象	・個人のみ
3. 期間	・定型方式 1年、2年、3年、4年、5年 ・自動継続（元金継続）の取扱いとなります
4. 預入 ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位	・一括預入 ・300万円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・元金については、満期日以後に一括して払い戻します
6. 利息 ①適用金利 ②利払頻度 ③計算方法 ④税金	・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します 自動継続後の利率は、継続日における店頭に表示する利率とします ・予め指定された利払周期（1カ月、2カ月、3カ月、4カ月、6カ月）毎に分割して支払います ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ・利息には、源泉分離課税20%（国税15%・地方税5%）がかかります ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります
7. 手数料	_____
8. 付加できる特約事項	・「総合口座」の担保とすることができます （貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.50%を上乗せした利率） ・マル優の取扱いができます
9. 中途解約時の取扱い	・スーパー定期預金規定（スーパー定期で預入のもの）または大口定期預金規定（大口定期で預入のもの）に基づき預入期間に応じた中途解約利率により計算した利息とともに支払います （注）中途解約約定利率については、自由金利型定期預金および自由金利型定期預金（M型）の商品概要説明書を参照ください ・利息が支払われている場合には、その支払額の合計と期限前解約利息との差額を清算します
10. 金利情報について	・店頭窓口にお問合せください
11. 苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談所（9時～17時、058-265-1151）で受付けています 紛争解決措置 東京弁護士会（03-3581-0031）、第一東京弁護士会（03-3595-8588）、第二東京弁護士会（03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談所または全国しんきん相談所（9時～17時、03-3517-5825）にお申し出ください また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談所もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください
12. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・本商品は預金保険制度の対象商品であり、預金保険の範囲内で保護されます